新潟県
福祉保健部生活衛生課

平成 31 年度（2019 年度）
新潟県食品衛生監視指導計画 概要版

Ⅰ 基本方針

・ 本計画は、本県が行う食品衛生監視指導の実施計画であり、食品衛生法第 24 条に基づき策定しました。（「にいがた食の安全・安心条例」の目的を実現するためのものでもあります。）
・ 本県の実情に合うよう、全国及び本県における食品の製造・流通等の状況、法違反の発生状況、食品衛生上の問題の発生状況を考慮して策定しました。

Ⅱ 計画の範囲

区域：新潟県内全域（ただし、新潟市は別に計画を定めるため対象外。）
期間：平成 31 年（2019 年）４月１日から平成 32 年（2020 年）３月 31 日まで

Ⅲ 監視指導の基本的事項

１　根拠法令に基づき、食品衛生監視員等が監視指導を実施します。

●食品衛生法　●食品表示法
●と畜場法　●食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
●新潟県食品衛生法施行条例　●新潟県食品衛生条例

２　食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保するために、生産から消費に至る各段階において、食品の取扱いや表示等について、監視指導を行います。

Ⅳ 平成 31 年度の重点的な監視指導項目

１　ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の普及推進

県ではフードチェーン全体の HACCP 導入促進に向け、国の動向及びこれまでに県が実施した普及推進事業を踏まえ、食品事業者の規模や業種に応じて講習会を開催し、また、特に導入割合が低く、営業者の大半を占める中小規模食品事業者に対する適切な助言や指導により導入を支援すると共に、消費者の理解促進を図ります。

また、HACCP に関する指導・助言を行う食品衛生監視員の資質向上を図ります。

２　食中毒対策

県内及び全国における食中毒発生状況及び食中毒事故の重大性を考慮し、ノロウイルス、カンピロバクター、毒きのこ及び腸管出血性大腸菌による食中毒について、予防強化期間を設定して予防対策を実施します。

３　市場流通食品の検査

県民が不安に感じることの多い輸入食品、食品中の微生物や残留農薬等の検査を引き続き実施し、結果を速やかに公表します。

また、福島第一原子力発電所の事故発生以降実施している食品の放射性物質検査については、これまでの検出状況及び放射性物質の専門家の意見等を踏まえ、四半期毎に検査計画を見直しながら検査を継続し、検査結果を迅速かつ的確に公表します。

Ⅴ 監視指導の実施体制

【食品衛生監視指導・試験検査を行う県の機関】

機関		職務	（所管区域）
保健所 （地域振興局健康福祉（環境）部に併置）	村上	・食品営業の許可事務、監視指導、 ・食品等の試験検査等	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田 ※		新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町
	新津		五泉市、阿賀町
	三条		三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村
	長岡 ※		長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町
	魚沼		魚沼市
	南魚沼 ※		南魚沼市、湯沢町
	十日町		十日町市、津南町
	柏崎		柏崎市、刈羽村
	上越 ※		上越市、妙高市
	糸魚川		糸魚川市
	佐渡		佐渡市
食肉衛生検査センター（新発田、長岡）		と畜場及び食鳥処理場における食肉検査、監視指導	
保健環境科学研究所		食品等の試験検査	

※食品安全広域監視班を設置

上記の他、緊急事案（食品衛生法違反の疑いがあり広域に大規模な影響が予測される場合）発生時には特別監視チーム（食品安全広域監視班と保健所・県生活衛生課の監視員で編成）による原因究明・被害拡大防止対策を行います。

Ⅵ 監視指導対象業種及び目標回数

食中毒発生の危険度、流通の広域性等を考慮し、各業種（施設）を監視指導の重要度により５分類し、目標監視指導回数を設定しました。

高 → 監視指導の重要度

分類（対象施設数）	対象業種（施設）	年間目標監視指導回数
A（4）	① 前年度に食品衛生法違反により行政処分又は保健所長名による文書指導を受けた施設	1業種当たり3回以上
B（2,629）	① 大量調理弁当屋、仕出し屋及び料理屋、又は大規模旅館等 ② 広域流通している菓子製造業、乳処理業等 ③ スーパーマーケット、卸売市場等の大規模販売施設 ④ フグの除毒処理を行う魚介類販売業 ⑤ フグや生食用岩かきを取り扱う漁業協同組合 ⑥ 生食用牛肉の加工又は調理を行う飲食店営業、食肉処理業等	1業種当たり2回以上
C（18,890）	① 一般食堂、レストラン、小規模旅館、給食施設等 ② 酒類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、かき処理業等 ③ 広域流通していない菓子製造業、乳処理業等 ④ 容器包装に入れられていない食品を扱う施設 ⑤ 季節的な営業　⑥ 鶏卵選別包装施設（GPセンター）	1業種当たり1回以上
D（6,684）	① 食中毒発生の危険度が低い調理業（バー、喫茶店等） ② 容器包装に入れた食品のみを販売する施設	過去5年度実績平均と同等程度（実績平均：6,258回）
E（9,181）	① D分類②のうち管理状況が適切と認められる施設 ② 自動車による食品営業　③ 自動販売機 ④ HACCPに関する第三者認証を受けている旨を保健所へ届け出た施設	過去5年度実績平均と同等程度（実績平均：6,612回）

※対象施設数は平成30年12月末日現在における業種の延べ数

Ⅶ 食品等検査

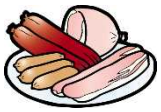

平成31年度 食品等検査計画

		項　目	主な対象食品	検査検体数	うち輸入食品検体数
食品衛生法及び食品表示法に基づく検査	1	食品の放射性物質検査	農産物、畜産物、水産物、加工食品、野生鳥獣肉	2,800（※1）	0
	2	流通食品の残留農薬検査	農産物、加工食品	180	40
	3	遺伝子組換え食品に関する検査	大豆	10	10
	4	アレルゲンを含む食品の検査	菓子、そうざい、うどん、麺等	66	0
	5	器具・容器包装の規格基準検査	食器、調理器具等	5	0
	6	畜水産食品の残留抗菌性物質検査	牛肉、豚肉、鶏肉、はちみつ、鶏卵、にじます、輸入えび等	285	15
	7	市場流通食品の成分規格検査	牛乳、菓子、農産物、刺身等	410	135（※2）
	8	市場流通食品の添加物検査	漬物（保存料や着色料）、食肉製品（発色剤）、輸入食品（指定外添加物）等		
二枚貝の貝毒検査			岩かき	14	0
			合　　計	3,770	200
県独自基準による衛生指導のための検査			そうざい、弁当、生菓子、浅漬等	120（※3）	0

※1　食品の放射性物質検査計画は、全国的な検出状況及び放射性物質の専門家の意見等を考慮して、四半期ごとに計画を見直して作成しているため、検査検体数は変更となる可能性があります。記載した数値は、平成30年（10～12月）計画の検査を1年間継続した場合の検査検体数です。

※2「市場流通食品の成分規格検査」及び「市場流通食品の添加物検査」は、年度中の違反状況等により対応することから、本計画に対して結果が異なることがあります。

※3「県独自基準による衛生指導のための検査」は、収去実施機関が監視指導の一環で必要に応じて実施することから、検査検体数は目安とし、本計画の検査検体数の合計には含めません。

Ⅷ 違反発見時の対応

- 立入検査により施設基準や製造基準等に違反している状況を発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、必要に応じて書面にて改善指導を行います。
- 法違反の食品等が現存する場合には、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下、速やかに回収、廃棄するよう事業者に指示、命令します。
- 悪質な違反事例については告発等により厳正に対処します。
- 食品衛生法第 63 条の規定に基づき、行政処分又は行政指導を受けた違反者の名称等をホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」にて公表します。

Ⅸ 年間計画

「食中毒予防強化期間」においては、主要な４種類の食中毒について、それぞれの流行時期前から重点的に立入監視や衛生講習会等の予防事業を実施し、発生防止を図ります。

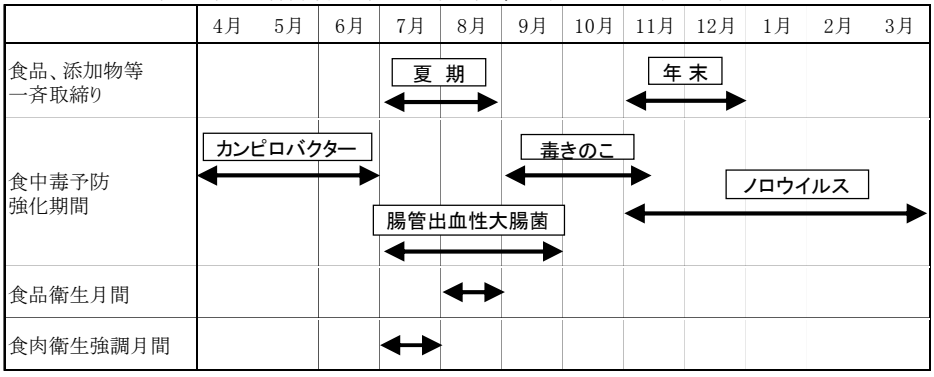

Ⅹ 食中毒等発生時の対応

- 新潟県食中毒対策要綱等に基づき原因を調査し、被害拡大防止と再発防止を図ります。
- 広域流通食品が原因の食中毒が発生した場合は、報道機関や市町村の協力を得て県民に注意喚起を行うとともに、事業者に対し販売中止や回収等の指導を迅速に行います。
- 食品への毒物混入等で、特に犯罪に関係があると疑われる場合は、警察機関と連携して原因調査及び被害拡大防止にあたります。
- 食中毒事件の概要を報道発表するとともにホームページに公開します。

ⅩⅠ 事業者の自主衛生管理の推進

- 食品等事業者に対し、衛生管理の向上のための自主的な取組を推進するために、次に掲げる事項を実施します。
  （HACCP 導入支援、自主検査、記録作成の促進、食中毒情報・適正表示等の最新情報の提供、食品衛生指導員活動の活動支援）

ⅩⅡ 関係者とのコミュニケーション

- 「にいがた食の安全・安心審議会」の開催
- 食の安全に関する意見交換会や出前講座の開催
- インターネットによる県民への情報提供（ホームページ、メールマガジン）
- 広報紙、新聞、テレビ、ラジオによる情報提供
- 食品販売店との協働による消費者への情報提供（店頭掲示板「にいがた食の安全ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ」）

店頭掲示板

ⅩⅢ 人材の養成

1　食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等関係職員に対する研修を実施します。

2　食品等事業者の自主的衛生管理を担う次の者の養成及び資質向上を図ります。

●食品衛生責任者　●食品衛生指導員　●食鳥処理衛生管理者
●と畜場法に基づく衛生管理責任者及び作業衛生責任者
●フグ取扱衛生責任者　●認定生食用食肉取扱者
●製菓衛生師　●にいがた食の安全・安心サポーター

問い合わせ先：**新潟県福祉保健部生活衛生課　食の安全・安心推進係**

電話 025-280-5205　FAX025-284-6757　メール ngt040250@pref.niigata.lg.jp

◆ホームページ　にいがた 食の安全インフォメーション

http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

◆メールマガジン「**いただきます！にいがた食の安全･安心通信**」　登録はこちら